

知っていますか？ 自分の最低賃金

神奈川県 最低賃金

1,071 円 時間額

令和4年 10月1日から

前年比 **31円UP** 

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認！

最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索



最低賃金に関するお問い合わせは神奈川県労働局または最寄りの労働基準監督署へ
神奈川県労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円
を助成

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

2 日給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{日給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

3 月給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の
動画もあります。

詳しくは、[こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)



支給の要件

1



事業場内最低賃金の
引上げ

2



引上げ後の
賃金額の支払い

3



生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に要した
費用の一部を助成

助成金 支給までの 流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出

2



交付決定後、
提出した計画
に沿って事業
実施

3



労働局に
事業実施結果
を報告

4



審査
支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R4.9)

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます！

派遣労働者の最低賃金



Ⅰ 派遣先の事業場が別の都道府県にある例

派遣元	派遣先
埼玉県 最低賃金額 (時間額) 987 円	東京都 最低賃金額 (時間額) 1,072 円

Ⅱ 派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例

派遣元	派遣先*
京都府 最低賃金額 (時間額) 968 円	兵庫県 鉄鋼業 最低賃金額 (時間額) 992 円

派遣先の東京都最低賃金(1,072円)が適用されます。

派遣先の兵庫県 鉄鋼業最低賃金(992円)が適用されます。

*金額は令和4年9月1日現在のものです。

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較しよう。

最低賃金の確認の方法

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

- 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額(時間額)
円		円
- 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円
- 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円
- 上記1,2,3が
組み合わせられている場合
例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が月給の場合
 - ① 基本給(日給)→ 2の計算で時間額を出す
 - ② 各手当(月給)→ 3の計算で時間額を出す
 - ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

使用者のみならずへ 使用者は、最低賃金額などを作業場のみやすい場所に周知する必要があります。

事例1 ●●県で働くAさんの場合(月給のみの場合)

- Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、
168,000円-8,000円=160,000円
- この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、
160,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)=1,000円>850円
であり、最低賃金額以上となっています。

基本給(月給)	135,000円
職務手当(月給)	25,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	168,000円
1か月の平均所定労働時間	160時間
●●県 最低賃金額	850円

事例2 ▲▲県で働くBさんの場合(日給と月給の組み合わせの場合)

- 基本給(日給)を時間額に換算すると、
5,000円÷1日の所定労働時間(8時間)=625円
- Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当(月給)を時間額に換算すると、
24,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)=150円
- 上記①と②を合計すると、
625円+150円=775円<850円 であり、最低賃金額未満となっています。

基本給(日給)	100,000円
(=5,000円×20日)	
職務手当(月給)	24,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	132,000円
1日の所定労働時間	8時間
1か月の平均所定労働時間	160時間
▲▲県 最低賃金額	850円

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥職務手当、通勤手当および家族手当
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局長または最寄りの労働基準監督署へ

地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和3年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日	都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	920 (889)	31	令和4年 10月2日	滋 賀	927 (896)	31	令和4年 10月6日
青 森	853 (822)	31	令和4年 10月5日	京 都	968 (937)	31	令和4年 10月9日
岩 手	854 (821)	33	令和4年 10月20日	大 阪	1,023 (992)	31	令和4年 10月1日
宮 城	883 (853)	30	令和4年 10月1日	兵 庫	960 (928)	32	令和4年 10月1日
秋 田	853 (822)	31	令和4年 10月1日	奈 良	896 (866)	30	令和4年 10月1日
山 形	854 (822)	32	令和4年 10月6日	和歌山	889 (859)	30	令和4年 10月1日
福 島	858 (828)	30	令和4年 10月6日	鳥 取	854 (821)	33	令和4年 10月6日
茨 城	911 (879)	32	令和4年 10月1日	島 根	857 (824)	33	令和4年 10月5日
栃 木	913 (882)	31	令和4年 10月1日	岡 山	892 (862)	30	令和4年 10月1日
群 馬	895 (865)	30	令和4年 10月8日	広 島	930 (899)	31	令和4年 10月1日
埼 玉	987 (956)	31	令和4年 10月1日	山 口	888 (857)	31	令和4年 10月13日
千 葉	984 (953)	31	令和4年 10月1日	徳 島	855 (824)	31	令和4年 10月6日
東 京	1,072 (1,041)	31	令和4年 10月1日	香 川	878 (848)	30	令和4年 10月1日
神奈川	1,071 (1,040)	31	令和4年 10月1日	愛 媛	853 (821)	32	令和4年 10月5日
新 潟	890 (859)	31	令和4年 10月1日	高 知	853 (820)	33	令和4年 10月9日
富 山	908 (877)	31	令和4年 10月1日	福 岡	900 (870)	30	令和4年 10月8日
石 川	891 (861)	30	令和4年 10月8日	佐 賀	853 (821)	32	令和4年 10月2日
福 井	888 (858)	30	令和4年 10月2日	長 崎	853 (821)	32	令和4年 10月8日
山 梨	898 (866)	32	令和4年 10月20日	熊 本	853 (821)	32	令和4年 10月1日
長 野	908 (877)	31	令和4年 10月1日	大 分	854 (822)	32	令和4年 10月5日
岐 阜	910 (880)	30	令和4年 10月1日	宮 崎	853 (821)	32	令和4年 10月6日
静 岡	944 (913)	31	令和4年 10月5日	鹿児島	853 (821)	32	令和4年 10月6日
愛 知	986 (955)	31	令和4年 10月1日	沖 縄	853 (820)	33	令和4年 10月6日
三 重	933 (902)	31	令和4年 10月1日	全国加重平均額	961 (930)	31	



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>
WEBで確認! 最低賃金制度 検索

知っていますか? 自分の最低賃金



会社員、パート、アルバイトの方、学生さんもすべてのひとに適用されます。

働くすべての人と雇う人のためのルールです。



「最低賃金制度」って、働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上を支払わないと…

使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。

最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」があります。

地域別最低賃金

すべての労働者に適用

すべての使用者が遵守

都道府県ごとに設定

特定最低賃金※

特定地域内の特定産業について定められています。

例えば、

北海道なら乳製品製造業

愛媛県なら各種商品小売業

愛知県なら自動車（新車）小売業

岡山県なら鉄鋼業

など

内容

都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。

適用される者

年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

内容

関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。適用される産業は都道府県によって異なり、令和4年9月1日現在、全国で226の特定最低賃金が定められています。

適用される者

特定地域内の特定産業の基幹的労働者に適用されます。（18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の人、その他該当産業に特有の軽易な業務に従事する人など、個別に適用されない労働者の範囲が定められています。）

特定最低賃金の詳細は

特定最低賃金

検索

※地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に対して、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金の動画もあります。

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索

1 事業場内最低賃金の引上げ

2 引上げ後の賃金額の支払い

3 生産性向上に資する機器・設備などを導入

4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出

2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

3 労働局に事業実施結果を報告

4 支給

助成の概要

原材料費高騰等の要因により利益が減少した事業者に向けた特例もあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

業務改善助成金

検索

業務改善助成金特例コース

検索

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率	
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	事業場内最低賃金870円未満（※2） 9/10	
		2～3人	50万円			
		4～6人	70万円			
		7人以上	100万円			
		10人以上（※1）	120万円			
45円コース	45円以上	1人	45万円			事業場内最低賃金870円以上920円未満（※3） 4/5（9/10）（※4）
		2～3人	70万円			
		4～6人	100万円			
		7人以上	150万円			
		10人以上（※1）	180万円			
60円コース	60円以上	1人	60万円	事業場内最低賃金920円以上 3/4（4/5）（※4）		
		2～3人	90万円			
		4～6人	150万円			
		7人以上	230万円			
		10人以上（※1）	300万円			
90円コース	90円以上	1人	90万円			
		2～3人	150万円			
		4～6人	270万円			
		7人以上	450万円			
		10人以上（※1）	600万円			

（※1）10人以上の上限額区分は、以下の①～③のいずれかに該当する事業場が対象となります。
①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場 ②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年、前々年又は3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者 ③物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3ヶ月間のうち任意の1月における利益率が3%ポイント以上低下している事業者
（※2）対象は地域別最低賃金870円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が870円未満の事業場です。
（※3）対象は地域別最低賃金870円以上920円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が870円以上920円未満の事業場です。
（※4）生産性要件を満たした場合、ここでの「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づき生産性と、その3年度前の決算書類に基づき生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

相談窓口

業務改善助成金コールセンターを開設しましたので、お気軽にお問い合わせ下さい。

電話番号

0120-366-440

受付時間

平日8:30～17:15

専門家による無料相談を実施しています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

業務改善事例①

セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

企業概要／所在地：熊本県

従業員数：24人

事業：生鮮食料品小売業

課題

購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況だった。

対応

レジ業務を効率化し、お金に直接触れずに衛生的に業務ができるように、セミセルフPOSレジを導入した。

代表者の悩み

レジの精算業務を効率化したい。

導入前

レジ待ちの行列が大変

導入後

助成金を活用し、セミセルフPOSレジを導入

回転率向上

時間給52円アップ

金銭の受け渡しミスがなくなり精算が約1.5倍の速さに

さらなる工夫

各冷蔵ケースの本体電源をこまめにOFFにしたり、同業他社と比べ営業時間を短くしつつ商品を売りつくすようにしたりし、廃業ロスや保管設備費の削減につなげている。

実施概要

商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。

成果

レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を52円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ

労働局の助成金担当者から聞いた

業務改善事例②

巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

企業概要／所在地：山形県

従業員数：16人

事業：介護事業

課題

利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなることがあった。また福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。

対応

利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器（ベッドセンサー、ワイヤレスコール）とあらゆる車いすを電動で載せられる新型福祉車両を導入した。

代表者の悩み

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい。

導入前

巡回や介助が大変

福祉車両が小さく大変

助成金を活用し、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

モニター管理で負担の軽減

導入後

時間給134円アップ

車いすを1人で車間に

巡回、介助、送迎の負担が軽減された

さらなる工夫

削減できた時間で、記録作成、備品管理、他の利用者の介助等が可能になった。

実施概要

ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動にて1人で車間に載せられるようになった。

成果

巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を134円引き上げた。さらに事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ

県の介護事業担当部署からの提案

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索